

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年2月10日

海陽町長 三浦 茂貴



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集 R3-63 号	若松字伊ヶ 41-34	168-イ-9	山林	0.15	2032.3.31 まで	
〃	若松字大谷 13-80	168-ホ-9	山林	0.30	2032.3.31 まで	
〃	若松字大谷 13-83 外 1	167-ホ-1	山林	0.82	2032.3.31 まで	
集 R3-64 号	若松字大谷 13-54	167-ハ-10	山林	0.16	2032.3.31 まで	

2 縦覧場所 海陽町農林水産課（海南庁舎、宍喰庁舎）

3 本公告により、海陽町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上